

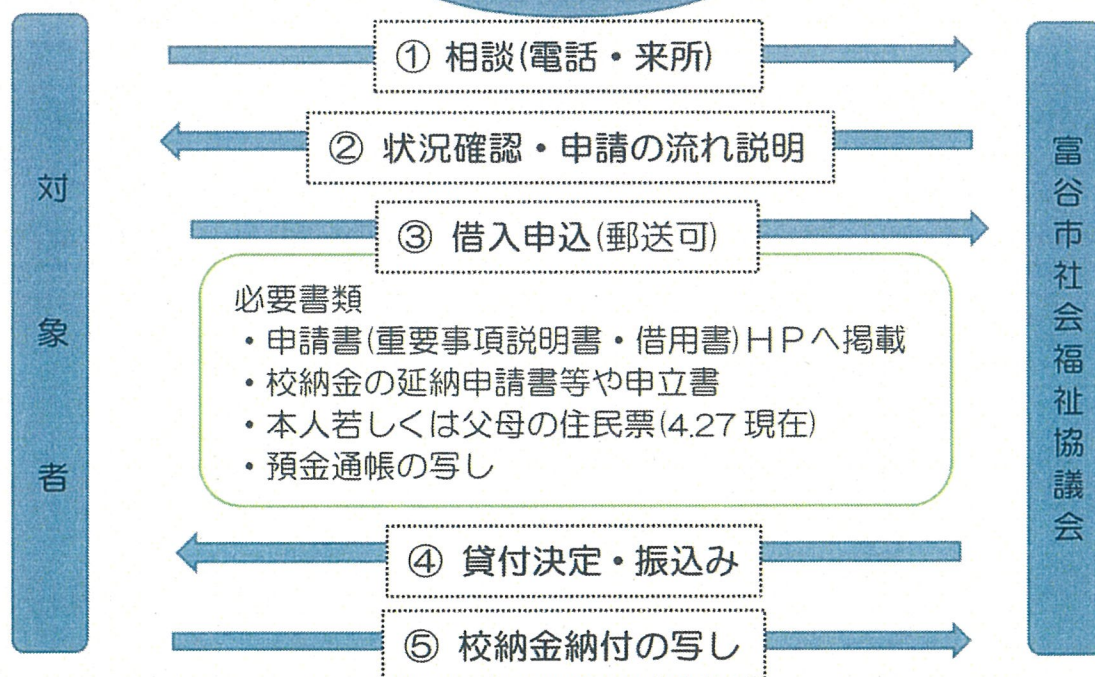
新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、
学費納入にお悩みの皆さまへ

富谷市社会福祉協議会緊急学業支援金貸付事業 令和2年度前期校納金分の学費緊急貸付のご案内 (上限30万円)

事業概要

受付期間	令和2年6月22日～8月31日(当日消印有効)
対象者	県内外の4年生大学, 短期大学, 大学院, 専門学校に在籍している前期校納金の支払が困難な方(すでに納付された方は対象外です)
条件	<ul style="list-style-type: none">・対象者本人、若しくはその父または母が富谷市の住民基本台帳に登録されていること。(基準日:令和2年4月27日)・大学等による学費の免除を受けられず、他の奨学金等の貸付も直ちに受けられないこと。
貸付額	30万円を上限とし、令和2年度前期分の校納金の貸付
利息	無利子
保証人	不要
償還方法	原則、卒業又は中退後5年以内に月賦償還するもの

貸付の流れ



※この事業は、富谷市からの貸付を受けて富谷市社会福祉協議会が実施するものです。

問合せ先: 富谷市社会福祉協議会 (〒981-3311 富谷市富谷西沢 13 番地)
TEL: 022-358-3981 Fax: 022-358-3512
Email: tomiya-shakyo@cap.ocn.ne.jp
URL: <http://www.tomiya-shakyo.or.jp>